

小平都市計画概要

(令和6年作成)

*住居表示実施等に伴い、町名等が告示当時から変更されている箇所については、作成時点の名称を表記しています。

都市計画区域

小平市は多摩地区の東北部に位置し、都心から西へ26km、武蔵野台地のうち最も広大な面積を占めている。都市計画区域は昭和17年東村山都市計画の一部として決定され(昭和17年12月22日内務省告示第738号)、昭和37年10月1日の市制移行に伴い東村山都市計画区域から分離し、独立した(昭和38年9月2日建設省告示第2251号)。

区域区分

市街化区域及び市街化調整区域

「市街化区域」は既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」とする。

都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	告示年月日	告示番号	備考
2,085ha	2,085ha	—	昭和45年12月26日	東京都告示第1415号	
2,046ha	2,046ha	—	平成8年5月31日	〃 第657号	行政面積と整合を図るため面積精査
〃	〃	—	平成16年6月24日	〃 第1066号	都市計画法改正に伴い改めて区域区分を定める
2,045.5ha	2,045.5ha	—	—	—	令和5年4月28日一斉見直し

地域地区

用途地域

用途地域とは、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、都市計画法に基づき建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度である。

内容	告示年月日	告示番号	備考
用途地域の指定	昭和37年7月26日	建設省告示第1789号	東村山都市計画の一部として決定
用途地域の変更	昭和38年9月2日	〃 第2256号	市制施行に伴い小平都市計画に変更
用途地域の決定	昭和48年11月20日	東京都告示第1207号	新都市計画法の施行に伴う指定
用途地域の変更	昭和56年4月10日	〃 第383号	一斉見直し
〃	昭和58年1月20日	〃 第54号	都営住宅建替事業に伴う変更
〃	平成元年10月11日	〃 第1044号	一斉見直し
用途地域の決定	平成8年5月31日	〃 第677号	都市計画法改正に伴う指定(一斉見直し)
用途地域の変更	平成11年4月13日	〃 第544号	地区計画決定に伴う変更
〃	平成16年6月24日	〃 第1085号	一斉見直し
〃	平成19年12月18日	〃 第1635号	地区計画決定に伴う変更
〃	平成28年3月25日	小平市告示第116号	〃
〃	平成30年3月28日	〃 第61号	〃
〃	平成30年8月10日	〃 第158号	〃
〃	令和5年4月28日	〃 第100号	一斉見直し

用途地域内の建築物の用途制限(概要)		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
○…建ててよいもの ×…建てられないもの ①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③2階以下。 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	
事務所等	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	▲2階以下
	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以下	
遊戯・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	×	○	○	○	×	×	▲客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫	単独自動車庫庫 (附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車庫庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	①600㎡以下 1階以下 ②3,000㎡以下 2階以下 ③2階以下
	①②③については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限	※一団地の敷地内について別に制限あり													
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	
	畜舎 (15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限り。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
庫等	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	×	○	○	○	○	
		量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	
		量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
		量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要														

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

高度地区

高度地区とは 市街地における都市の環境を維持し、又は土地の利用増進を図るために一定の区域に建築物の最高限度又は最低限度を定めるものである。

内 容	告 示 年 月 日	告 示 番 号	備 考
高度地区の指定	昭和45年12月22日	小平市告示第 19号	
高度地区の変更	昭和48年 6 月 6 日	〃 第 6 号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	昭和56年 4 月10日	〃 第 5 号	〃
〃	昭和58年 1 月20日	〃 第 70号	〃
〃	平成元年10月11日	〃 第 59号	〃
〃	平成 8 年 5 月31日	〃 第 119号	〃
〃	平成16年 6 月24日	〃 第 148号	〃
〃	平成17年 4 月 1 日	〃 第 89号	絶対高さを定める高度地区の導入
〃	平成28年 3 月25日	〃 第 117号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	平成30年 3 月28日	〃 第 62号	〃
〃	平成30年 8 月10日	〃 第 159号	〃
〃	令和 5 年 4 月28日	〃 第 101号	〃

高度利用地区

高度利用地区とは 用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の容積率の最高限度、最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定めるものである。

地 区	告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積 (ha)	容積率の 最高限度	容積率の 最低限度	建蔽率の 最高限度	建築面積の 最 低 限 度	壁面の位置の制限	備 考
小川駅西口地区	平成30年8月10日	小平市告示第161号	1.2	55/10以下	20/10以上	5/10以下	250㎡	5m (道路境界線から)	小川駅西口地区第一種市街地再開発事業区域

防火地域及び準防火地域

建物の不燃化を促進し、市街地の火災の危険を防除するため、一定の区域を防火地域及び準防火地域として指定し、建築物の構造を制限する。

内 容	告 示 年 月 日	告 示 番 号	備 考
準防火地域の指定	昭和37年 8 月14日	建設省告示第2034号	東村山都市計画の一部として決定
準防火地域の変更	昭和38年 9 月 2 日	〃 第2255号	市制施行に伴い小平都市計画に変更
防火、準防火地域の変更	昭和48年11月20日	小平市告示第 22号	用途地域の見直しに伴う変更
〃	昭和56年 4 月10日	〃 第 4 号	〃
〃	昭和58年 1 月20日	〃 第 69号	〃
〃	平成元年10月11日	〃 第 60号	〃
〃	平成 8 年 5 月31日	〃 第 120号	〃
〃	平成11年 4 月13日	〃 第 91号	〃
〃	平成16年 6 月24日	〃 第 149号	〃
〃	平成19年12月18日	〃 第 330号	〃
〃	平成28年 3 月25日	〃 第 118号	〃
〃	平成30年 3 月28日	〃 第 63号	〃
〃	平成30年 8 月10日	〃 第 160号	〃
〃	令和 5 年 4 月28日	〃 第 102号	〃

風致地区

自然の景観を保持するとともに史跡・名勝等を含む区域で静かな環境を維持し、景趣の特徴を助長させるため一定の区域を風致地区として指定し、その区域内では建築物やその他の工作物の築造、土地の形質の変更、竹木・土石の採取あるいは風致の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を禁止又は制限する。

名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
東京都	美園町二・三丁目、大沼町一・二・三・五・六・七丁目、花小金井二・三・四・五・八丁目、東久留米市弥生一・二丁目各地内	30.0	昭和37年7月26日	建設省告示第1802号
青梅街道	小川町一・二丁目、仲町、天神町一・二・三・四丁目、花小金井五・六・七・八丁目各地内	52.15	〃	〃
鈴木道	鈴木町一・二丁目、花小金井南町一・二・三丁目各地内	19.7	〃	〃
玉川上水	中島町、小川町一丁目、上水新町一・二・三丁目、たかの台、津田町一・二・三丁目、上水本町一・二・四丁目、学園西町一丁目、喜平町一丁目、上水南町一・二・三丁目、回田町各地内	46.6	〃	〃

※昭和38年9月2日建設省告示第2253号により東村山都市計画から小平都市計画に変更

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区とは、無秩序な市街地化の防止に資する緑地、歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息・生育地となる緑地等を保全し、良好な都市環境の形成を図るものである。

名称		位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
番号	地区名				
第1号	上水新町一丁目特別緑地保全地区	上水新町一丁目	0.85	平成23年2月9日	小平市告示第18号
第2号	鈴木町一丁目特別緑地保全地区	鈴木町一丁目	0.35	〃	〃
第3号	小川町一丁目特別緑地保全地区	小川町一丁目	0.18	平成24年3月30日	小平市告示第50号
第4号	上水新町一丁目第二特別緑地保全地区	上水新町一丁目	0.09	令和2年2月17日	小平市告示第34号

生産緑地地区

生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害、災害の防止、都市環境の保全等に役立つ一定の要件を満たす農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るものである。

内容	告示年月日	告示番号	備考
第一種生産緑地地区の決定	昭和50年12月26日	小平市告示第33号	13件指定
第二種生産緑地地区の決定	昭和54年12月26日	〃 第69号	1件指定
生産緑地地区の変更	平成4年10月26日	〃 第153号	生産緑地法の改正に伴う変更
〃 変更	令和5年12月21日	〃 第248号	336地区 約148.89ha

都市施設

道路

昭和37年 7月26日建設省告示第1777号（東村山都市計画として決定）

昭和38年 8月 3日建設省告示第1909号（小平都市計画として決定）

平成元年 6月16日東京都告示第 671号（名称変更）

〃 小平市告示第 30号（ 〃 ）

街路番号			名称	起 点	終 点	主な経過地	幅員(m)	延長(m)	備 考
区分	規模	番号							
3	1	2	東京立川線 ただし	回田町 上水本町二丁目	上水本町一丁目 上水本町一丁目	上水南町三丁目	40~49 20	3,070 830	
3	2	8	府中所沢線 ただし なお	上水本町一丁目 津田町一丁目 小川町一丁目 小川東町一丁目 上水本町一丁目から小川町一丁目までの区間内において環境施設帯を設ける	小川東町二丁目 津田町一丁目 小川東町一丁目 小川東町二丁目	津田町一丁目	36 32 22 24	3,000 250 1,140 420	3・3・3号線立体交差区間 西武拝島線立体交差区間 幹線街路と平面交差2箇所 (変更)平成24年12月19日 東京都告示第1761号(幅員、 車線の数(4車線)等) 幅員10m、延長約1,430m
3	3	3	新五日市街道線 ただし	花小金井南町三丁目 天神町一丁目 小川町二丁目 小川町一丁目	中島町 鈴木町一丁目 小川町二丁目 小川町一丁目	小川町二丁目	28 36 30.5 30.5	8,580 480 400 400	3・4・7号線立体交差区間 西武多摩湖線立体交差区間 西武国分寺線立体交差区間
3	4	4	新青梅街道線	東久留米市南町二丁目	大沼町二丁目	花小金井三丁目	18	2,700	
3	4	5	高井戸小平線	花小金井南町三丁目	花小金井南町三丁目	花小金井南町三丁目	20	390	
3	4	6	花小金井学園線 ただし	花小金井南町三丁目 学園東町一丁目	学園西町二丁目 学園西町二丁目	鈴木町一丁目	16 20.5	4,280 400	西武多摩湖線立体交差区間
3	4	7	府中清瀬線 ただし	回田町 天神町二丁目 大沼町四丁目	大沼町四丁目 大沼町六丁目 大沼町四丁目	鈴木町一丁目	20 34.2 18	3,380 430 230	西武新宿線立体交差区間 (変更)平成5年12月2日 東京都告示第1310号(幅員)
3	4	9	田無花小金井線	花小金井一丁目	花小金井一丁目	花小金井一丁目	16	400	
3	4	10	小平大和線 ただし	仲町 小川東町 小川東町一丁目	栄町三丁目 小川東町五丁目 小川西町四丁目	小川東町五丁目	16 20.5 16~33.5	3,590 400 380	幹線街路と平面交差5箇所 西武多摩湖線立体交差区間 西武国分寺線、西武拝島線 立体交差区間 (変更)平成29年3月6日 小平市告示第48号(幅員、 車線の数(2車線))
3	4	11	小川駅東線 なお	小川東町一丁目 起点付近に地積約4,000㎡の広場を設ける	小川東町一丁目	小川東町一丁目	16	130	
3	4	12	小川駅西線 なお	小川西町四丁目 起点付近に地積約3,700㎡の広場を設ける	小川西町四丁目	小川西町四丁目	16	80	(変更)平成30年8月10日 小平市告示第 162号 (起点位置、延長、車線の数 (2車線)、駅広場面積)
3	4	13	小平八坂線 なお	美園町一丁目 起点付近に地積約6,210㎡の広場を設ける	美園町一丁目	美園町一丁目	16	110	(変更)昭和41年8月24日 建設省告示第2886号 (延長、駅広場面積)
3	4	14	東京街道線	大沼町五丁目	美園町二丁目	大沼町二丁目	16	970	
3	4	15	花小金井駅南線 なお	花小金井南町一丁目 起点付近に地積約5,200㎡の広場を設ける	花小金井南町一丁目	花小金井南町一丁目	16	50	
3	4	16	花小金井駅北線 なお	花小金井一丁目 起点付近に地積約4,480㎡の広場を設ける	花小金井一丁目	花小金井一丁目	16	430	
3	4	17	小金井久留米線 ただし	御幸町 花小金井南町一丁目	花小金井三丁目 花小金井一丁目	花小金井一丁目	16 20.5	3,300 380	西武新宿線立体交差区間
3	4	18	府中小平線 ただし	上水南町四丁目 美園町一丁目	美園町一丁目 美園町一丁目	仲町	16 21.5	3,110 120	(変更)昭和41年8月24日 建設省告示第2886号(幅員)
3	4	19	小平駅久留米線 なお	美園町二丁目 起点付近に地積約5,000㎡の広場を設ける	美園町三丁目	美園町二丁目	16	540	
3	4	20	恋ヶ窪小川線	上水本町六丁目	小川東町五丁目	学園西町二丁目	16	2,630	
3	4	21	小川西町線	小川西町四丁目	小川西町三丁目	小川西町四丁目	16	780	
3	4	22	国分寺東村山線 ただし	上水新町二丁目 小川町一丁目	小川西町一丁目 小川西町一丁目	小川町一丁目	16 20.5	1,780 400	西武拝島線立体交差区間
3	4	23	国立駅大和線 ただし	上水新町一丁目 小川町一丁目	栄町二丁目 栄町二丁目	小川町一丁目	16 20.5	1,320 400	西武拝島線立体交差区間
3	4	24	小川橋青梅橋線 ただし	中島町 中島町 小川町一丁目	小川町一丁目 中島町 小川町一丁目	小川町一丁目	16 20 20.5	680 100 160	西武拝島線立体交差区間
3	5	1	三鷹駅国分寺線 ただし	上水南町四丁目 上水南町二丁目	上水南町二丁目 上水南町二丁目	上水南町二丁目	12 16	600 150	

公園

昭和37年7月26日建設省告示第1767号（東村山都市計画として決定）
 昭和38年9月2日建設省告示第2254号（小平都市計画として決定） 15公園(*)

種別	番号		名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
街区公園	2	2	1 小	美園町一丁目	0.28	*昭和47年11月10日 (変更)	小平市告示第 20号
	2	2	2 桜上	水上水南町二丁目	0.19	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
	2	2	3 中	宿小川西町三丁目	0.06	* "	" "
	2	2	4 延命	寺天神町三丁目	0.90	*平成5年10月14日 (変更)	小平市告示第 222号
	2	2	5 武蔵	花小金井八丁目	0.68	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
	2	2	6 弁	天花小金井四丁目	0.17	* "	" "
	2	2	7 鈴	木鈴木町一丁目	0.20	昭和56年12月26日	小平市告示第 52号
	2	2	8 大沼町地域センター	大沼町二丁目	0.20	昭和57年12月28日	" 第 51号
	2	2	9 上水新町地域センター	上水新町一丁目	0.15	"	" 第 52号
	2	2	10 天神地域センター	天神町四丁目	0.16	昭和58年3月24日	" 第 98号
	2	2	11 上水本町地域センター	上水本町三丁目	0.19	昭和58年11月14日	" 第 47号
	2	2	12 中島町地域センター	中島町	0.20	昭和59年6月28日	" 第 10号
	2	2	13 南台樹林	小川町一丁目	0.32	"	" 第 11号
	2	2	14 小川西町地域センター	小川西町五丁目	0.12	昭和60年6月11日	" 第 22号
	2	2	15 御幸地域センター	御幸町	0.18	平成元年10月20日	" 第 67号
	2	2	16 たけのこ	花小金井七丁目	0.78	"	" "
	2	2	17 学園樹林	学園東町二丁目	0.20	"	" "
	2	2	18 かきの木	天神町三丁目	0.17	平成2年1月4日	" 第 87号
	2	2	19 中島町	中島町	0.41	平成5年10月14日	" 第 223号
	2	2	20 小川町2丁目地域センター	小川町二丁目	0.06	"	" 第 224号
	2	2	21 小川	小川町一丁目	0.19	"	" 第 225号
	2	2	22 大けやき道	"	0.26	平成8年12月26日	" 第 237号
	2	2	23 小川西町区画整理記念	小川西町五丁目	0.23	平成11年4月13日	" 第 92号
	2	2	24 小川町区画整理記念	小川町一丁目	0.23	平成23年2月9日	" 第 19号
	2	2	25 せきれい	"	0.15	"	" "
	2	2	26 きつねっばら	"	0.83	"	" "
	2	2	27 小川四番うぐいす	"	0.09	平成31年3月27日	" 第 65号
	2	2	28 小川四番馬頭	"	0.10	"	" "
近隣公園	3	3	1 鎌倉	小川町二丁目	2.90	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
	3	3	2 前沢	小川東町四丁目	2.34	*昭和41年10月27日 (変更)	" 第3590号
	3	3	3 津田	津田町一丁目	1.07	*昭和54年3月29日 (変更)	東京都告示第 365号
	3	3	4 鷹の台	たかの台	1.90	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
	3	3	5 上水	"	1.00	*昭和41年10月27日 (変更)	" 第3590号
	3	3	6 神明	宮小川町一丁目	1.35	*昭和38年9月2日	" 第2254号
	3	3	7 青梅	橋中島町	3.50	* "	" "
	3	3	8 けやき	上水本町六丁目	2.00	昭和57年7月23日	東京都告示第 772号
	3	3	9 東部	花小金井六丁目	1.90	昭和58年1月20日	" 第 58号
総合公園	5	4	1 南部	上水南町三丁目	6.25	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
運動公園	6	4	1 大沼	田大沼町三丁目	6.64	*昭和38年9月2日	建設省告示第2254号
	6	4	2 小平中央	津田町一丁目	6.60	昭和52年6月10日	東京都告示第 500号
特殊公園	8	2	1 学園駅	前学園東町一丁目	0.04	昭和58年4月15日	小平市告示第 8号
広域公園	9	6	1 小金井	花小金井南町一・三丁目 鈴木町二丁目、御幸町	62.7	昭和32年12月21日 平成元年3月20日 (変更)	建設省告示第1689号 東京都告示第 287号

緑地

名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号	備考
小川緑地	小川町一丁目	0.27	平成17年3月31日	小平市告示第85号	都市緑地
小川四番馬頭緑地	小川町一丁目	0.05	平成31年3月27日	小平市告示第66号	緩衝緑地

墓園

名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号	備考
小平	美園町三丁目地内	20.4	昭和19年5月4日 昭和42年4月5日	内務省告示第216号 建設省告示第1314号	東村山都市計画 (東村山市 31.4ha) (東久留米市 7.9ha)

下水道

名称	排水区域面積(ha)	当 初		最 終	
		告示年月日	告示番号	告示年月日	告示番号
小平市公共下水道	2,046	昭和45年5月1日	小平市告示第3号	平成12年10月17日	小平市告示第191号

ごみ焼却場

名称	位置	面積(ha)	施設能力(t/日)	告示年月日	告示番号	備考
小平・村山・大和衛生組合ごみ焼却場	中島町地内	2.0	ごみ焼却施設 360 不燃・粗大ごみ処理施設 28	昭和40年4月13日	建設省告示第1276号	小平・村山・大和衛生組合 (小平市、武蔵村山市、東大和市) 変更：平成29年11月30日 小平市告示第279号

ごみ処理場

名称	位置	面積(ha)	施設能力(t/日)	告示年月日	告示番号	備考
小平市リサイクルセンター	小川東町五丁目地内	1.15	ビン処理設備 12.6 カン処理設備 5.6	平成29年3月6日	小平市告示第49号	

駐車場

名称		位置	面積(m ²)	構造階層	告示年月日	告示番号	備考
番号	駐車場名						
小平第1号	小川駅西口地下自転車駐車場	小川西町四丁目地内	約2,400	地下1層	令和3年2月22日	小平市告示第33号	駐車台数 約1,200台 出入口 2箇所

市街地開発事業

市街地再開発事業

名称	位置	面積(ha)	告示年月日	告示番号
小川駅西口地区第一種市街地再開発事業	小川西町四丁目、小川東町一丁目各地内	1.2	平成30年8月10日	小平市告示第163号

土地区画整理事業

名称	位置	面積(ha)	施行者	告示年月日	告示番号	認可年月日(土地区画整理法)
久留米	花小金井四丁目、大沼町四丁目の各一部	9.4	日本住宅公団	昭和38年10月31日	建設省告示第2775号	昭和41年11月26日
小平市栄町	栄町一丁目、二丁目、三丁目、小川西町一丁目の各一部	22.9	小平市栄町土地区画整理組合	昭和59年7月16日	東京都告示第674号	昭和59年11月1日
小平市小川西町	小川西町五丁目の一部	7.4	小平市小川西町土地区画整理組合	——	——	平成6年8月30日
小平市小川町一丁目	小川町一丁目の一部	18.02	小平市小川町一丁目土地区画整理組合	——	——	平成17年1月27日
小平市小川四番	小川町一丁目の一部	2.35	小平市小川四番土地区画整理組合	——	——	平成29年10月6日

地区計画等

地区計画

地区計画制度は、それぞれの地区の実情や特色に合わせた計画づくり、まちづくりを実現するため、その地区に応じた「取り決め」をつくり、市が都市計画として定めるものである。

名 称	位 置	面 積 (ha)	告 示 年 月 日	告 示 番 号	備 考
栄 町 地 区	栄町及び小川西町一丁目各地内	20.6	平成元年10月11日	小平市告示第 58号	平成9年4月4日小平市告示第73号 建築基準法改正に伴う変更 平成28年3月25日小平市告示第119号 小平大和線沿線地区地区計画の決定に伴う変更
小川西町五丁目地区	小川西町五丁目地内	6.0	平成11年4月13日	〃 第90号	平成28年3月25日小平市告示第120号 小平大和線沿線地区地区計画の決定に伴う変更
喜平町二丁目地区	喜平町二丁目地内	2.0	平成19年3月30日	〃 第76号	
小川町一丁目地区	小川町一丁目地内	24.7	平成19年12月18日	〃 第329号	平成30年3月28日小平市告示第64号 小平都市計画道路3・4・23号国立駅大和線 沿線地区地区計画の決定に伴う変更
花小金井一丁目地区	花小金井一丁目地内	4.4	平成21年7月15日	〃 第132号	
鈴木町一丁目地区	鈴木町一丁目地内	1.7	平成26年12月15日	〃 第345号	
小平大和線沿線地区	栄町二丁目、三丁目、小川 西町一丁目、五丁目各地内	6.6	平成28年3月25日	〃 第121号	
鈴木町一丁目恵泉地区	鈴木町一丁目地内	2.1	平成28年3月25日	〃 第123号	
小平都市計画道路3・4・23号 国立駅大和線沿線地区	小川町一丁目、上水新町一 丁目各地内	6.4	平成30年3月28日	〃 第65号	
小川駅西口地区	小川西町二丁目、四丁目、 小川東町一丁目各地内	10.0	平成30年8月10日	〃 第164号	
小川四番地区	小川町一丁目地内	3.0	平成30年8月10日	〃 第165号	
小川東町二丁目地区	小川東町二丁目地内	2.5	令和5年3月27日	〃 第52号	

小平都市計画図・小平都市計画概要

令和6年4月発行

編集・発行 小平市都市開発部都市計画課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号(042)346-9554

¥550